

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文
 ○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（令和元年法律第 号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>第百十一条 削除</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 第百四十五条（建築基準法第七十七条の十九第七号及び第七十七条の三十五の三第七号の改正規定並びに同法第七十七条の五十九の改正規定（同条第六号中「第七条第五号」を「第七条第四号」に改める部分に限る。）に限る。）及び第百四十六条（建築士法第十条の二十三、第十条の三十六第一項、第二十二條の三</p>	<p>（土地改良法の一部改正）</p> <p>第百十一条 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十三条第三項中「成年被後見人、被保佐人及び禁錮」を「禁錮」に改める。</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 第百四十五条（建築基準法第七十七条の十九第七号及び第七十七条の三十五の三第七号の改正規定並びに同法第七十七条の五十九の改正規定（同条第六号中「第七条第五号」を「第七条第四号」に改める部分に限る。）に限る。）及び第百四十六条（建築士法第十条の二十三、第十条の三十六第一項、第二十二條の三</p>

第二項、第二十六条の五第二項及び第三十八条第五号の改正規定を除く。）の規定 令和元年十二月一日

四
〔略〕

第二項、第二十六条の五第二項及び第三十八条第五号の改正規定を除く。）の規定 平成三十年十二月一日

四
〔略〕